

(保 74)

平成 27 年 7 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

「DPC 制度への参加等の手続きについて」の一部改正について

平成27年6月24日に開催された中央社会保険医療協議会において、添付の参考資料「DPC対象病院の合併における基準の取扱いについて」が承認されたことから、「DPC制度への参加等の手続きについて」（平成26年3月27日保医発第0327第2号）が一部改正された旨、厚生労働省保険局医療課から通知が発出されました。

具体的には、DPC対象病院の合併について、従たる病院が要件を満たしていない場合について、取扱いが変更されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解頂きますとともに、貴会管下の関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- 「DPC 制度への参加等の手続きについて」の一部改正について
(平 27.7.2 保医発 0702 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)

- (参考資料) DPC 対象病院の合併における基準の取扱いについて
(平 27.6.24 中医協 総-3)

保医発0702第4号

平成27年7月2日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

（公印省略）

「DPC制度への参加等の手続きについて」の一部改正について

平成27年6月24日開催の中央社会保険医療協議会総会において「DPC制度への参加等の手続きについて」（平成26年3月27日付け保医発第0327第2号。以下「参加通知」という。）の改正内容が承認されたことに伴い、参加通知を下記の通り改正することとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。

記

参加通知の第1の3（3）中「希望している病院は」を「希望する場合は、合併又は分割の対象となる病院全てが、原則として」に改め、第1の3（4）中「厚生労働省保険局医療課にて審査・決定することとし、必要に応じて」を削り、「において審査・決定」を「において審査及び決定」に改める。

参加通知の別紙2（注意事項）※4及び別紙4（注意事項）※4中「必要に応じて」を削り、「審査・決定」を「審査及び決定」に改める。

DPC 対象病院の合併における基準の取扱いについて

1. 背景

- 現在、「DPC 制度への参加等の手続きについて」（平成 26 年 3 月 27 日付け保医発第 0327 第 2 号。以下、「参加通知」という。）において、DPC 対象病院が合併する際の取扱いについて示されており、参加通知に基づき、厚生労働省保険局医療課又は DPC 退出等審査会において審査を行っているところ。
- 今般、DPC 対象病院と出来高算定病院との間で合併を予定しており、合併後も DPC 制度への継続参加を希望する旨の申請があったが、出来高算定病院は参加通知上の基準を満たしていなかった。

※ 参加通知（3）②、③に定める基準は、合併の対象となる全ての病院が満たすことを想定したものとして、平成 25 年 12 月 13 日の中医協総会において了承された。

第 1 DPC 対象病院

3 DPC 対象病院の合併又は分割について

（3）DPC 制度に継続参加を希望している病院は以下の基準を満たしていること。

- ①合併の場合は、合併前の主たる病院が DPC 対象病院であること。
- ②申請の直近 1 年以上、継続してデータが提出されていること。
- ③申請の直近 1 年の（データ／病床）比が 1 か月あたり 0.875 以上であること。

（参加通知より抜粋）

- しかしながら、合併後の医療機関の、DPC 対象病院としての機能（急性期機能）に関しては大きな変化はない場合もあると考えられる。

2. 対応（案）

- 参加通知（3）の②、③の基準については、DPC 対象病院を主たる病院として合併する際の従たる病院にも求めることを想定していたものであるが、従たる病院が当該基準を満たしていないとしても、合併後の医療機関において、DPC 対象病院としての機能（急性期機能）に関しては大きな変化がない場合には、必ずしも従たる病院に当該基準を求める必要はないのではないか。
- そのため、引き続き従たる病院にも参加通知（3）②、③の基準を求めることを原則としつつ、従たる病院が当該基準を満たしていない場合は、DPC 退出等審査会において個別に慎重な審査を行うことで、DPC 制度への継続参加の可否を判断することとしてはどうか。

D P C制度への参加等の手続きについて（平成26年 3月27日付け保医発0327第 2号） 新旧対照表

旧	新
<p>D P C制度への参加等の手続きについて</p> <p>標記について、「D P C制度への参加等の手続きについて」を別添のとおり一部改め、平成26年 4月 1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、本通知は、平成26年 4月 1日から適用することとし、従前の「D P C制度への参加等の手続きについて」については、平成26年 3月31日限り廃止する。</p> <p>第 1 D P C対象病院</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 D P C対象病院の合併又は分割について</p> <p>(1) D P C対象病院の合併について</p> <p>D P C対象病院が、D P C対象病院等（D P C制度参加病院以外を含む）と合併の予定があり、合併後もD P C制度への継続参加を希望している場合は、合併（予定）年月日の6か月前までに、別紙2「D P C対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙3「D P C対象病院等の合併に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。</p> <p>(2) D P C対象病院の分割について</p> <p>D P C対象病院が分割の予定があり、分割後もD P C制度への</p>	<p>D P C制度への参加等の手続きについて</p> <p>標記について、「D P C制度への参加等の手続きについて」を別添のとおり一部改め、平成26年 4月 1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、本通知は、平成26年 4月 1日から適用することとし、従前の「D P C制度への参加等の手続きについて」については、平成26年 3月31日限り廃止する。</p> <p>第 1 D P C対象病院</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 D P C対象病院の合併又は分割について</p> <p>(1) D P C対象病院の合併について</p> <p>D P C対象病院が、D P C対象病院等（D P C制度参加病院以外を含む）と合併の予定があり、合併後もD P C制度への継続参加を希望している場合は、合併（予定）年月日の6か月前までに、別紙2「D P C対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙3「D P C対象病院等の合併に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。</p> <p>(2) D P C対象病院の分割について</p> <p>D P C対象病院が分割の予定があり、分割後もD P C制度への</p>

継続参加を希望している場合は、分割（予定）年月日の6か月前までに、別紙4「DPC対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙5「DPC対象病院等の分割に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(3) DPC制度に継続参加を希望している病院は以下の基準を満たしていること。

- ① 合併の場合は、合併前の主たる病院がDPC対象病院であること。
- ② 申請の直近1年以上、継続してデータが提出されていること。
- ③ 申請の直近1年の（データ／病床）比が1か月あたり0.875以上であること。

(4) 合併又は分割に係る申請の審査について

(1) 又は(2)の申請書が提出された場合、(3)に掲げる基準及び申請書の記載内容からDPC制度への継続参加の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査・決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査・決定することとする。申請が認められた場合は、合併又は分割後もDPC対象病院としてDPC制度に継続参加するものとする。

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

以下略

継続参加を希望している場合は、分割（予定）年月日の6か月前までに、別紙4「DPC対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙5「DPC対象病院等の分割に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(3) DPC制度に継続参加を希望する場合は、合併又は分割の対象となる病院全てが、原則として以下の基準を満たしていること。

- ① 合併の場合は、合併前の主たる病院がDPC対象病院であること。
- ② 申請の直近1年以上、継続してデータが提出されていること。
- ③ 申請の直近1年の（データ／病床）比が1か月あたり0.875以上であること。

(4) 合併又は分割に係る申請の審査について

(1) 又は(2)の申請書が提出された場合、(3)に掲げる基準及び申請書の記載内容からDPC制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。申請が認められた場合は、合併又は分割後もDPC対象病院としてDPC制度に継続参加するものとする。

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

以下略